

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づく環境影響評価方法書
についての経済産業大臣の勧告（令和 2 年 7 月 16 日 20200120 保第 14 号）は、次のとおりである。

なお、方法書に対する経済産業大臣の勧告と事業者の対応は、表 7-1 のとおりである。

経済産業省

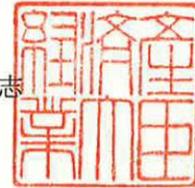
20200120保第14号

令和2年7月16日

日本風力エネルギー株式会社

代表取締役 ニティン・アプテ 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



日本風力エネルギー株式会社「(仮称) 国見風力発電事業環境影響評価
方法書」に対する勧告について

令和2年1月20日付けで届出のあった「(仮称) 国見風力発電事業環境影響評価
方法書」について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、
環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項
を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、同条第3項の規定に基づき、福井県知事からの意見の写しを送付するので、
環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

別紙

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 渡り鳥の実態を把握するため、対象事業実施区域及びその周辺において、適切に調査地点数を設定すること。
2. 生態系の典型性注目種については、鳥類を追加するなど適切に選定を行うこと。
3. 植生の調査については、早春または春の現地調査を追加すること。

表 7-1 方法書に対する経済産業大臣の勧告と事業者の対応

経済産業大臣の勧告	事業者の対応
1. 渡り鳥の実態を把握するため、対象事業実施区域及びその周辺において、適切に調査地点数を設定すること。	方法書段階より、調査地点の見直しを行いました。また、レーダー調査の地点選定においても、関係機関と調整のうえ、適切に実施いたしました。調査の実施状況については、「第 10 章 10.1.4 動物」に記載いたしました。
2. 生態系の典型性注目種については、鳥類を追加するなど適切に選定を行うこと。	典型性注目種については、鳥類も含め見直しを行いました。現地の状況を踏まえ、典型性注目種は、カラ類を選定いたしました。なお、調査の結果については、「第 10 章 10.1.6 生態系」に記載いたしました。
3. 植生の調査については、早春または春の現地調査を追加すること。	現地の状況を踏まえ、植物相の春季調査は、4 月及び 5 月の 2 回実施いたしました。調査の結果については、「第 10 章 10.1.5 植物」に記載いたしました。